## 多様な学びで未来を創る赤磐の教育

## 教育大綱

# 赤響市教育振興基本計画



赤磐市マスコットキャラクター 「あかいわモモちゃん」 令和7年10月

赤磐市 • 赤磐市教育委員会

## はじめに

赤磐市は、平成17年3月に旧赤磐郡の山陽町、赤坂町、熊山町、吉井町の4町が合併して誕生して以降、「赤磐市総合計画」に沿ってまちづくりに取り組んでまいりました。令和7年9月策定の「第3次赤磐市総合計画」では赤磐市が目指す将来のまちの姿を表した「共に未来を描く 白桃発祥のまち あかいわ」をキャッチフレーズとして、まちづくりを推進しております。

赤磐市の教育につきましても、平成21年3月に「赤磐市教育行政振興基本計画」を策定して以降、平成27年10月策定の「赤磐市教育振興基本計画」を教育に関する「大綱」としても位置づけ教育行政を推進してまいりました。

我が国の教育の基本を定める「教育基本法」では、その前文において「我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家をさらに発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。」とされ、第1条の教育の目的では「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と定められています。

そして、この目的を実現するため、国や県においても「教育振興基本計画」を策定し、教育 の振興に関する総合的計画的な施策を推進しています。

赤磐市の教育振興基本計画は、国や県の教育振興基本計画を参酌しながら、赤磐市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるものです。

この度、令和7年度から10年度までの新たな教育大綱と位置づけた「赤磐市教育振興基本計画」を策定し、「多様な学びで未来を創る赤磐の教育」を基本理念として、少子高齢化・高度情報化・グローバル化・価値観の多様化という教育を取り巻く社会環境の変化に対応しつつ、安心・安全の確保や学力のさらなる向上、地域の文化・芸術の振興等の様々な教育課題の解決に取り組むこととなりました。市民の皆様におかれましても本計画の達成に向けた市の取り組みに対しまして、より一層の御支援、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

## 目 次

I 計画概要	1
Ⅱ 基本理念	2
Ⅲ 基本方針	3
Ⅳ 基本目標	5
V 主要施策	7
<ul><li>1 主体的な学びと健やかな心身の成長を促す幼稚園教育、 学校教育の充実</li></ul>	7
2 家庭・地域の教育力の向上	15
3 グローバル人材の育成と生涯学習環境の整備	18
4 生涯にわたる健やかな体の育成とスポーツライフの振興	23
5 文化創造活動の振興と文化財の保護・活用	26
Ⅵ 評価と進行管理	29

## I 計画概要

## 1 計画の位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定を受けて、赤磐市の教育施策に関する基本理念や基本方針等を明らかにし、中長期的な目標や基本的な方向性を明らかにするものです。

## **教育基本法**(抜粋)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 2 計画期間

赤磐市における教育の方向性を示す基本的な指針であることから、計画期間を令和7年度 (2025年度)から令和10年度(2028年度)までの4年間としています。

ただし、社会情勢や法・制度の大きな変動等の事情により、この計画の修正等が必要な場合には、計画期間に関わらず、この計画を見直すことがあります。

## 3 計画の構成

## (1) 基本理念

赤磐市の教育を推進していくうえでの、基本的な考え方を定めたものです。

## (2) 基本方針

基本理念のもと、それに適った教育を実現するための基本的な施策の方向性を定めたものです。

## (3) 基本目標

基本方針のもと、施策によって達成すべき基本的な目標を定めたものです。

## (4) 主要施策

基本目標ごとに現状と課題を踏まえ、その実現に向けた具体的な施策を明確にしたものです。施策の達成状況を判断する基準として、目標指標を設けます。

## Ⅱ 基本理念

## 『多様な学びで未来を創る赤磐の教育』

- これからの予測不能な社会の中においても、学校・家庭・地域が一体となって、たくましく生きるための確かな学力と、自ら挑戦しようとする意欲を育てます。
- 郷土赤磐を愛し、グローバルな視野を持って、より良い世界、日本、地域社会づくりに積極的に貢献できるような人材を育成する教育を推進します。
- 市民一人ひとりが、郷土に愛着と誇りを持ち、いきいきと学び、スポーツに親しみ、心身ともに豊かな人生を送ることができるよう努めます。
- 地域の特性を活かした、「子どもたちが主体の学校づくり」と「市民が主体の生涯学習」の 推進を通して、赤磐市の将来像である「共に未来を描く 白桃発祥のまち あかいわ」の実現 に取り組みます。

## Ⅲ基本方針

「共に未来を描く 白桃発祥のまち あかいわ」の実現を目指し、市民が健康で心豊かにいきいきと暮らしていくためには、豊かな自然環境やその中で育まれてきた文化などの地域資源を活かし、市独自の個性ある魅力的な取り組みを、様々な教育活動や社会体験に取り入れ、ともに支えあい助けあう心を育む教育活動を推進していくとともに、生涯にわたり主体的に学び続けることができる環境を整備していくことが必要です。

赤磐市は、学力向上や問題行動など多様な教育課題への取り組みとして教育改革を積極的に 推進していくとともに、少子高齢化、核家族化、高度情報化の進展等から生まれる様々な課題 にも適切に対応していきます。

特に赤磐市においては、人口の集中と過疎の両極化が進むなか、児童・生徒数が増加している地域では学校施設・設備の不足、減少している地域の学校では多様な学習形態、集団の確保など、様々な課題があります。これらの課題の解消に向け、柔軟できめ細やかな教育活動を行うとともに、安全・安心な教育環境の整備に取り組みます。

## 1 夢に向かって、たくましく生きる力の育成

- 幼児・児童・生徒が夢や目標を持ち、確かな学力と学習習慣、心豊かな道徳性、健康でたくましい体力などの「生きる力」を育てることを基本として、学校教育、社会教育、家庭教育の充実及び連携を図りながら、国際問題や世界情勢に目を向けたグローバルな視点を持って、より良い社会づくりに貢献する社会人として生きていく力の育成に努めます。
- 幼児・児童・生徒の望ましい生活習慣の形成や体力づくり、食育を通して、健康な体づくりを推進します。
- 個別最適な学びや協働的な学習を充実させることにより、学習活動の基盤となる自ら学び 自ら考える力の育成に努めます。
- O 非認知能力の育成の視点を持って、幼児教育と学校教育を円滑に接続することで、子ども たちが自ら次の学びにいきいきと進んでいけるように、市内の中学校ブロックにおける学校 園間の連携強化を図ります。

## 2 豊かな心と健やかな体を育む生涯学習の充実

- 市民のウェルビーイング <sup>1</sup> の実現のため、公民館・図書館をはじめとする社会教育施設、 スポーツ施設など、様々な施設において、生涯学び、活躍できる生涯学習の場の提供と環境 整備に努めます。
- 生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するとともに、生活習慣の確立 により、たくましく生きていくための健康増進と体力の向上を目指します。
- 一人ひとりの多様なウェルビーイングの実現のため、性別や障がいの有無などに関わらず、 心身ともに健康で充実感が得られる生涯学習活動の展開に努め、お互いに多様性を認められ る共生社会の実現を目指します。

## 3 生きる喜びと心のゆとりの創出

- 年齢や住んでいる地域等に関わらず、生涯を通じて文化芸術を鑑賞したり、自ら体験したりできるよう、環境の整備や文化芸術活動の積極的な支援を行い、心の豊かさを感じられる教育の充実を目指します。
- 地域の特性に根ざした学習や体験を、教育活動全体を通じて行うとともに、子どもたちが 生まれ育った地域への理解を深めることにより、地域の活力を生み出す担い手として、ボラ ンティア活動やまちづくり事業などへ積極的に参画する意識の高揚を目指します。
- すべての人の人権が尊重され、自他の人権を守る意識を向上させるため、人権に関する知 的理解の深化と人権感覚の育成を図り、様々な偏見や差別のない、誰もが生きる喜びを感じ られる社会の実現を目指します。

<sup>1</sup> ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

## Ⅳ 基本目標

## 1 主体的な学びと健やかな心身の成長を促す幼稚園教育、学校教育の充実

- 子どもたち一人ひとりの発達段階や関心に応じた個別最適な学習と協働的な学習を行うことで、子どもたちが自ら学びに取り組む機会を増やし、主体的な学習意欲を育みます。
- 〇 学校、家庭、地域、行政など関係者が連携して、子どもたちが安心して学べる教育環境の 向上に取り組みます。
- 〇 保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校の連携により、発達段階に応じた資質・能力 の成長をつなげていきます。
- インクルーシブ<sup>2</sup>な発想をもとにした教育活動を行うことで、自己理解を深め、自己実現に向かおうとする意欲や、様々な価値観の存在を理解し、他者と望ましい関係を築こうとする態度を育みます。

## 2 家庭・地域の教育力の向上

- 学校と地域が連携、協働する体制を構築するため、地域学校協働活動本部 <sup>3</sup> の導入や学校 運営協議会 <sup>4</sup> が設置されているコミュニティ・スクール <sup>5</sup> との一体的な取り組みを推進しま す。
- 子育てする保護者を支援するため、家庭教育支援チーム<sup>6</sup>の普及を図るとともに、家庭に 寄り添う支援の推進や相談体制の充実を図ります。

<sup>2</sup> インクルーシブとは、「包摂的」「すべてを包み込む」という意味。

<sup>3</sup> 地域学校協働活動本部とは、幅広い地域住民等の参画を得て地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互に連携・協働して行う様々な活動を行うための組織。

<sup>4</sup> 学校運営協議会とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学校と地域が一体となった学校づくりを進めるために設置する、学校運営への必要な支援などを協議する機関。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> コミュニティ・スクールとは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組み。

<sup>6</sup> 家庭教育支援チームとは、専門的な知識と経験を有する地域の人材で構成される、子育てや家庭教育を 応援するチーム。

○ 地域コミュニティづくり、地域課題の解決において、公民館等における地域のコミュニティ拠点の機能強化を図り、子どもの居場所や住民相互の学びあい、交流の場の活性化を図ります。

## 3 グローバル人材の育成と生涯学習環境の整備

- 誰一人取り残されない社会の持続的な発展のため、日本や諸外国の文化を理解し、地域への愛着や誇りを持ちつつ、国際問題や世界情勢を意識したグローバルな視野を持って、国際社会や地域社会で活躍するための資質・能力を育成する、国際理解教育を推進します。
- 地域社会の活性化を担う人材育成を推進し、社会教育士、司書、学芸員などの人材を充実 させることにより、公民館等の社会教育施設の活性化を図るとともに、福祉、防災等の関連 施策との連携も推進します。

## 4 生涯にわたる健やかな体の育成とスポーツライフの振興

- 市民の誰もがスポーツに親しむ環境を整備し、スポーツを通じた心身の健康増進と健康長寿社会の実現を目指します。
- の 地域資源や施設を有効活用したスポーツ交流等を促進することにより、地域やスポーツを 支える人材やアスリートの育成、支援を図ります。
- 地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携、協働し、地域の実情に応じながら、部活動の地域連携に向けた環境の整備を図ります。

## 5 文化創造活動の振興と文化財の保護・活用

- 赤磐市の特色ある文化財や資源、創造活動等を積極的に活用し、文化の力による地域の賑わいの創出を促進します。
- 子どもから大人まで、様々な文化芸術に触れる機会を創出することにより、文化活動に参加できる環境づくりを進め、裾野の拡大を図るとともに、地域文化や文化遺産の保護と継承を行い、次代につなげる担い手の育成を図ります。

## Ⅴ主要施策

## 1 主体的な学びと健やかな心身の成長を促す幼稚園教育、学校教育の充実

## (1) 現状と課題

## 【教育環境整備の推進】

今日的課題(情報教育、国際理解教育、キャリア教育など)に対応した教育を推進するために教育環境を整備する必要があります。

また、学校施設については、老朽化の進行や多様な教育内容、ICT<sup>7</sup>環境などへの対応が依然課題となっていることから、安全・安心で質の高い学習環境の整備を継続的に行っていく必要があります。

## 【学力向上に向けた取り組みの推進】

平成30年度に実施した全国学力・学習状況調査においては、赤磐市の平均正答率が全国 平均を大きく下回っていましたが、令和6年度には、中学校の数学では全国平均を上回る結 果となりました。小学校では、同一集団による経年変化において全国や岡山県の平均に近づ いてきています。引き続き、具体的な目標を設定し学校、家庭、地域と連携して、児童・生 徒の学力向上、より良い生活習慣づくりに向けた取り組みをする必要があります。

## 【健やかな体の育成】

令和6年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査によれば、岡山県の平均合計点よりや や低い結果となっています。特に筋力や持久力に課題が見られ、コロナ禍における活動制限 や生活習慣の変化が影響していると考えられます。児童・生徒の体力向上を図るためには、 地域や関係機関との連携のもと、健康・体力づくりや食育の推進等の取り組みを通して、健 やかな体の育成を図る必要があります。

## 【幼稚園教育の充実】

保護者の子育てに対する意識・価値観の多様化等、子どもを取り巻く環境は急速に変化しています。幼児期は特に生涯にわたる人格形成の基礎を培う場として、一人ひとりの発達や特性に応じた質の高い教育を提供することが必要です。保護者や地域社会と連携して家庭の教育力を高めていく必要があります。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> ICT とは、情報 (information) や通信 (communication) に関する技術 (technology) の総称。

## 【豊かな心の育成】

誰一人取り残されない魅力ある学校・園づくりをめざして、保育園・幼稚園・こども園・ 小学校・中学校が連携を図り、子どもたちの自己決定力や多様な他者を認め合う心を高めて いく必要があります。

## 【小中学校の適正規模・適正配置の推進】

赤磐市の合併当時、平成17年5月1日現在の小学校児童数は2,742人、中学校生徒数は1,352人でした。その後、少子化が進む中で、令和6年5月1日現在の小学校児童数は2,456人、中学校生徒数1,135人と児童・生徒数の減少が続いています。現状のまま推移すれば、将来、減少率はさらに大きくなることが予想されます。このような現状を踏まえ、学校の規模適正化を通じて赤磐市を担う子どもたちを育む教育環境の向上を目指す必要があります。

## (2) 目標指標(令和10年度の目標)

指標	令和6年度(実績)	令和10年度(目標)
「授業の内容がよくわかる」と答える児童・ 生徒の割合(全国学力学習状況調査小・中学 校全教科の平均値)(R6全国平均81.7%)	83.8% (肯定的な回答の割合)	85.0% (肯定的な回答の割合)
全国学力学習状況調査の標準スコア <sup>8</sup> 結果 (同一集団) 小 6…小3時からの経年変化 中 3…小 6 時からの経年変化	同一集団経年変化において、令和3年度比で標準スコア 小・・・+1 中・・・+1	同一集団経年変化において、令和7年度比で標準スコア 小・・・+1以上 中・・・+1以上
全国学力学習状況調査の全国平均正答率との 差	小・・・▲1.0 ポイント 中・・・+1.3 ポイント	小・・・+1ポイント 中・・・+1ポイント
不登校出現率	小 1.87% 中 6.34%	小 1.50% 中 5.00%
特別支援学校教諭免許状所有率 (特別支援学級担当教諭)	38.9%	46%
「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と答える児童・生徒の割合	85.6% (肯定的な回答の割合)	87% (肯定的な回答の割合)
幼稚園施設非構造部材 <sup>9</sup> 耐震化率	0% (0/6 施設)	33%(2/6 施設)
小中学校体育館空調設備整備率	O%(O/17施設)	40%(6/15施設)
「運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツをすることが好き」と答える児童・生徒の割合(全国体力・運動能力調査)	小5男 75.8% 小5女 54.6% 中2男 64.6% 中2女 50.8% (肯定的な回答の割合)	小5男 80.0% 小5女 58.0% 中2男 72.0% 中2女 54.0% (肯定的な回答の割合)
保幼こ合同研修会に参加している教職員の総 数(延べ数)	98名	130名

\_\_\_\_\_

<sup>8</sup> 標準スコアとは、全国の平均正答率を50とした時の換算値

<sup>9</sup> 非構造部材とは、構造体と区分された天井、照明器具、窓枠・ガラス、内外壁、設備機器などの部材。

## (3) 重点施策(重点的に取り組む施策)

## ① 教育環境整備の推進

児童・生徒の情報活用能力や資質・能力の育成のため、GIGAスクール構想下で整備した 1人1台端末の更新やネットワーク整備等、環境を整備していきます。

また、外国語指導助手配置事業を推進し、異文化に対する興味や関心を高め、積極的に自分の考えや気持ちを英語で伝えようとする力を育てます。

さらに、学校施設の老朽化対策等を継続的に実施するとともに、非構造部材耐震化、小中学校体育館の空調設備整備を計画的に実施し、安全で安心して学習できる環境を整えます。

## ◆ I C T 機器整備事業◆

1人1台端末等のICT機器を活用し、「個別最適・協働的な授業」を展開し、自ら学ぶ力や基礎学力の向上を図る。

GIGA 系ネットワークの状態を調査し、適正な通信速度が確保できるよう環境整備を行う。また、現在インターネット環境のない施設等にもネットワークを整備することで、場所を限定することなく1人1台端末を活用した、個別最適な学びを実現できるようにする。

第2期 GIGA スクール構想に基づき、1人1台端末の更新を行う。

クラウド環境 <sup>10</sup> を活用した次世代型校務支援システム <sup>11</sup> を導入し、教職員の業務効率化を図る。

#### ◆幼稚園施設耐震事業◆

躯体の耐震化は完了しているが、近年の災害時に発生している外壁や設備等の落下・転倒による 被害を未然に防ぐために非構造部材の耐震化を、建築後経過年数や劣化現況を勘案して進めていく。

## ◆小中学校体育館空調設備整備事業◆

近年の夏季の気温上昇に伴い、良好な教育環境を確保するとともに、災害時の避難所機能の強化として、小中学校の体育館に空調設備を整備する。

## ◆外国語指導助手配置事業◆

異文化に対する興味や関心を高め、積極的に自分の考えや気持ちを英語で伝えようとする力の育成を目的に、外国語指導助手を配置し、外国語教育の推進を図り、国際感覚豊かな児童・生徒を育成する。

外国語指導助手の資質の向上を図るとともに、学校のニーズに応じた英語授業の充実に資する。

## ◆遠距離通学支援事業◆

スクールバスの運行等、遠距離通学支援対策を推進する。

## ②確かな学力の定着

教職員の授業観の転換を図り、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な取り組みの推進を通して、児童・生徒一人ひとりの主体的に学ぶ力を育成し、確かな学力の定着を図ります。

<sup>10</sup> クラウド環境とは、離れた場所にあるシステムの「本体(物理的なサーバーなど)」から、インターネットなどのネットワークを介して、ユーザーにサービスを提供する形態。

<sup>11</sup> 次世代型校務支援システムとは、クラウド環境を利用して、生徒の基本情報や出欠情報、成績、年間指導計画など、教育現場で扱う様々なデータを管理することができる校務支援システム。

また、児童・生徒の情報活用能力の育成や I C T を活用した「個別最適な学び」の実現、 特別な支援を要する児童・生徒に対する支援体制の整備、社会的・職業的自立に必要な能力・態度の育成など今日的課題に対応していきます。

## ◆学力向上事業◆

小・中学校に非常勤講師・学習支援員を配置し、専門性を生かした授業や個に応じた学習支援を 行う。

大学生ボランティアを小・中学校に配置し、児童・生徒の学習意欲や活動意欲を高める。 赤磐市研究指定校園補助事業 <sup>12</sup> により、校内研究を支援し、その成果を市内全校園に共有する。 主体的な学びの基盤づくり事業 <sup>13</sup> により、放課後等を活用した補充学習を行う。 赤磐市学力調査を継続実施し、児童・生徒の状況を把握することで、授業改善に活かす。

#### ◆ICT 機器の利活用◆

ICTを活用した「個別最適な学び」の研究に取り組み、主体的に学ぶ児童・生徒の育成を図る。 校務のDX化を推進することで効率的化を図り、教職員の児童・生徒と向き合う時間や、授業準備・研究の充実などの時間を確保することで、教育の質の向上を図る。

## ③ 心身ともに健康な幼児・児童・生徒の育成

生活リズムの向上と基本的生活習慣の定着に向け、市内の保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校において健康・体力づくりに努めます。

毎月、関係機関と連携しながらあいさつ運動を行い、子どもたちの良好なコミュニケーションや人間関係形成のきっかけづくりに努めます。

いじめや不登校、虐待に悩む児童・生徒に向き合い、学校相談アドバイザーや不登校・教育相談支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー<sup>14</sup>、家庭教育支援チーム等による支援を行うとともに、りんくステーション <sup>15</sup> やこども家庭センター<sup>16</sup> と連携をとりながら対応していきます。

経済的な理由により、就学・就園が困難な家庭に対し、安心して学校園での生活を送ることができるよう、就学援助など必要な支援を行います。

## ◆心の居場所推進プロジェクト◆

適応指導教室の指導員、学校相談アドバイザー等による相談活動の充実を図る。学校には登校支援員・教育相談支援員、スクールカウンセラー等を配置し、不登校の未然防止、早期対応を行う。 家庭への支援、関係機関との連携を密にするため、スクールソーシャルワーカーを配置する。 人間関係づくり・集団づくりに関する心理検査を実施し、児童・生徒の実態をより詳細に把握し、日々の指導に活かす。

登校への強い不安を感じている児童・生徒の個々の状況に応じて相談や指導を行い、集団への適応能力を高めるとともに、自立に向けた支援を行う。また、子どもたちの多様な学びを支援するために、ICTの活用を積極的に進めます。

<sup>12</sup> 赤磐市研究指定校園補助事業とは、研究指定校園による公開授業への参加を通して、教職員の授業力・ 実践力の向上を図る事業。

<sup>13</sup> 主体的な学びの基盤づくり事業とは、放課後等に補充的な学習を実施し、学習内容や学習習慣の定着を 図る事業。

<sup>14</sup> スクールソーシャルワーカーとは、学校や関係機関と連携しながら家庭に働きかける専門職。

<sup>15</sup> りんくステーションとは、子育てや障がいに関する悩みを総合的に相談できる窓口。

<sup>16</sup> こども家庭センターとは、妊娠・出産や子育てに関する相談ができる窓口。

#### ◆基本的な食習慣、生活習慣の確立を目指す取り組み◆

食育に関するポスター・標語展を開催し、基本的生活習慣の向上に向けた啓発を行う。 地域・保護者に向けて、市内小中学校の栄養教諭による栄養相談を行い、食育の推進を図る。

### ◆健康体力づくりの推進◆

大学生や地域人材等を活用し、体力づくりや体育の授業づくりを推進する。

## ◆あいさつ運動◆

毎月10日、25日を「心が通い合うあいさつ運動の日」とし、市内各校園と連携したあいさつ運動を実施する。

## (4) 推進施策(維持・伸長・拡充を図っていく施策)

## ① 幼稚園教育の充実

幼稚園を生涯にわたる人格形成の基礎を培う場として捉え、一人ひとりの発達や特性に応じた質の高い幼児教育を提供するとともに、保護者や地域社会と連携して、家庭の教育力向上を図ります。

また、就学前教育として保育園や認定こども園との連携を図りながら、小学校教育との円滑な接続を図ります。

## ◆支援員の配置による支援の充実◆

教育支援員・保育支援員を配置し、適切な教育環境のもとで個に応じた指導の充実を図る。

#### ◆子育て支援の充実◆

園児と未就園児の交流や、保護者への子育て相談・子育てに関する情報提供・保護者同士の交流や地域の人々との交流など、幼児のいる家庭・保護者への継続的な子育て支援の充実を図る。

## ◆架け橋期のカリキュラム 17 作成と実施◆

子どもの育ちや学びの連続性を保障しながら、小学校教育へ円滑に接続する体系的な教育活動が図られるよう、小学校とも連携しながら架け橋期のカリキュラムを作成し各校園で実施する。

## ◆保幼こ小中の連携◆

就学前の幼児を教育・保育している保育園、幼稚園、認定こども園が横の連携を図るとともに、 小中学校との縦の連携も図ることで、子どもたちの成長を一貫して支える。

幼児教育・保育の無償化等による保護者のニーズを見据えながら、園児が安心して教育・保育が 受けられる環境づくりを図る。

## ② 特別支援教育の充実

発達障害をはじめ、障がいのある子どもへの早期対応を行うことで、生活や学習上の困難さを改善・克服していくための指導体制や相談体制の構築を推進していきます。また、教職員の特別支援教育に関する専門性向上を図り、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて児童・生徒への適切な支援を実施します。

<sup>17</sup> 架け橋期カリキュラムとは、幼保小が連携してカリキュラム・教育方法の充実にあたることを推進するために、接続の時期に求められる教育の内容(体制・進め方・工夫等)を可視化したもの。

#### ◆就学指導の充実◆

教育支援委員会 <sup>18</sup> を活性化し、就学指導後も継続した児童・生徒の支援を行う体制を確立する。 赤磐市就学相談の充実を図り、保護者に必要な情報を提供するとともに、関係機関と学校・保護 者が連携することができるようにする。

#### ◆通級指導教室の充実◆

通級指導教室の機能をさらに充実させるとともに、就学前幼児の教育相談、特別支援教育の情報 発信機能を一層推進する。

#### ◆特別支援教育に関する教職員研修の充実◆

学校園の実態に応じた教職員研修を実施するとともに、ピーチネットあかいわ(赤磐市障害者自立支援協議会)とも連携して研修を進める。

## ③ 豊かな心の育成とふれあいのある学校教育の推進

育ちの連続性を意識した保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校間の連携や家庭・地域の人材を活用した連携等により、体験活動を通じた子どもの豊かな心の育成を図ります。

また、郷土の誇りの源泉となる固有の自然や歴史、文化などを再発見する地域資源を活か した教育活動を推進します。学校教育においては、道徳教育や特別活動・総合的な学習の時 間を通して、郷土の魅力に目を向けることができる取り組みを進めます。

## ◆いじめ問題を含む命の教育と人権教育の推進◆

「いじめについて考える週間」や「人権週間」を中心とした、児童・生徒による主体的な活動を推進する。

### ◆道徳教育の充実◆

公共の精神を尊び、地域社会や国内の社会課題の解決、国際社会の平和や環境の保全に貢献できる、未来を拓く主体性を育てる。

「考え議論する」道徳の授業・評価についての研修や新たな地域教材開発等の取り組みの充実を図る。

## ◆学校間交流の促進◆

各中学校区を中心に、学校間の交流学習や体験活動等を通じて、様々な集団での活動に意欲的に 取り組む児童・生徒を育成する。

## ④ 安全、安心な学校給食の提供

「学校給食衛生管理基準」に沿って施設・設備などの衛生管理を徹底し安全で安心な学校 給食を提供します。

また、「食」は知育・徳育・体育の基礎であり、重要であることから、食育をより一層推進するため、学校・園での食育指導を強化するとともに、給食に地域食材を積極的に取り入れ、地域の農林業や伝統的な文化への理解を深めます。なお、食物アレルギーについては、国、県の方針に沿って学校・園、保護者、教育委員会、学校給食センターが十分な連携のもとに、適切に対応します。

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> 教育支援委員会とは、就学先となる学校や学びの場の検討に当たって、教育学、医学、心理学、 福祉等の専門家の意見を聴取するための会議。

給食費会計を公会計へ移行し、学校給食費徴収業務による学校現場の負担を軽減します。 同時に児童手当担当課と協議を行い、児童手当充当のしくみをつくり、給食費の滞納対策と します。

施設の管理運営については、調理や配送などの民間事業者への業務委託の拡大を検討し、 官民役割分担を工夫して効率的で安定的な運営を目指します。

## ◆食物アレルギーへの対応◆

保護者との面談を丁寧に行い、適切に対応する。

## ◆衛生管理の徹底・充実◆

衛生管理についての講習会や研修会を開催する。

## ◆食育、食文化教育の充実◆

食育だよりの作成や栄養教諭による給食指導等を実施し、食育事業を推進するとともに、親子料理教室等を通して、地域の食文化の継承を進めることで、子どもの健康な体の育成と郷土への愛着を醸成する。

## ◆地産地消の推進◆

地産地消研究会での意見交換や関係機関と連携して、給食に赤磐産食材を積極的に取り入れる。

## ◆給食費の公会計への移行◆

給食費会計を公会計へ移行して、学校給食費徴収業務による学校現場の負担を軽減させる。児童 手当充当のしくみを作る。

## ◆給食センターの調理及び配送業務等の民間事業者への業務委託の実施◆

献立の作成等企画業務は直営とする一方で、調理や配送などの民間事業者への業務委託の拡大を検討し、官民役割分担を工夫して効率的で安定的な運営を目指す。

## ⑤ 教職員の資質の向上

教職員の資質向上を目指すため、各教育分野の研修活動に取り組みます。あわせて、経験 年数に応じた研修会を実施することで、学校園の中核となる人材の育成を進めます。

## ◆赤磐市主催研修会の実施◆

新採用教職員、5年目から 15 年目までの若手教職員、学校園で中核となる教職員、事務職員、 常勤・非常勤講師を対象とした経験年数や職務内容に応じた研修会を計画的に実施する。

## ◆教職員評価の実施◆

自己目標シートを活用して自主的・意欲的に取り組む教職員の育成を図る。

#### ◆教職員の危機管理意識の徹底◆

服務管理、個人情報に関する取り扱い等、様々な機会をとらえて啓発・研修を行い、さらなる意識の向上を図る。

## ◆教職員の健康管理の徹底◆

在校等時間調査等による教職員の勤務状況を把握するとともに、在校等時間の縮減に向けた取り組みを実施する。

## ⑥ 教育効果を高める基盤や体制の整備

地域との協働性を活かし、地域の実情を踏まえた魅力あるカリキュラムの導入に向けた 支援を行います。

## ◆活力ある学校づくりの推進◆

学校を核とした地域づくりを進めるため、学校支援ボランティア活動の充実を図り、地域の人の活躍の場や文化伝承等の学習機会を取り入れ、児童・生徒と地域とのつながりを深める。

学校運営協議会や地域学校協働活動本部等を活用し、学校へ地域の力を取り入れ、子どもの安全や 学習支援、学校の環境を整える。

また、部活動の地域連携に向け、各校や地域の実態に応じた持続可能な取り組みを推進する。

## (1) 現状と課題

## 【家庭教育】

近年、少子化や核家族化の進行に伴う家庭環境や形態の変化、家庭や地域社会での教育力の低下など、子ども・若者を取り巻く環境は常に変化し続けています。このような状況の中、本市の将来を担う青少年が、豊かな社会性と優れた創造性を養い、時代の変化に的確に対応できる人間として育つよう、子どもが安心して学習でき、豊かな心やたくましく生きる力を健やかに育める、より良い環境を整えることが必要です。

## 【人権教育】

すべての市民は、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、年齢、性別、国籍、 障がいの有無などにかかわりなく、生きる喜びを持って暮らすことが大切です。市民一人ひ とりの個性と能力が発揮される豊かな地域を目指して、自他の人権を守る意識を向上させ、 様々な偏見や差別のない社会の実現のため、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成 を図ることが人権教育の重要な課題です。

## 【地域学校協働活動】

学校・家庭・地域が連携、協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて、子どもたちが安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で子どもたちを育む環境を整える必要があります。

地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員等のコーディネーターの育成や、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進など、地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化を図ることが求められます。

## (2)目標指標(令和10年度の目標)

指標	令和6年度(実績)	令和10年度(目標)
家庭教育講座参加者	764 人/年	1,500 人/年
人権学習講座参加者数	31 人/年	50 人/年
地域学校協働活動本部導入校数	13 校	15 校(全小中学校)

## (3) 重点施策(重点的に取り組む施策)

## ① 家庭教育における教育機能の充実

子育て中の保護者が子育てに関する相談や学び・交流を通じて、地域の中で安心して楽しく子育てができる環境づくりを推進します。そのために、発達段階(就学前・思春期)に応じた学習機会の提供をはじめ、家庭教育支援チームの活動を強化し、支援が届きにくい家庭の子育て支援や親育ち相談等の充実を図ります。

## ◆家庭教育事業◆

家庭教育支援チームによるきめ細やかな家庭教育支援や相談活動の充実を図る。 公民館講座や学校園の保護者の集まる機会に子育てに関する学習の場を設け、子どものより良い 生活習慣の確立と家庭教育力の向上を図る。

## ② 人間尊重を基盤とした人権教育・生命の安全教育の推進

「人間尊重の理念」の原点に立って、あらゆる差別や偏見を「しない・させない・ゆるさない」ことを目標とし、他者への思いやりを持ち、お互いに多様性を認め合える共生社会の実現のため、また、子どもたちをあらゆる犯罪の被害者・加害者にしないため、学校教育は言うまでもなく、社会教育・家庭教育における人権教育・生命の安全教育の推進に努めます。

## ◆人権教育推進事業◆

身の周りにある様々な人権問題に関する正しい知識を身につけ、地域や職場での人権に関する課題解決に向けた人材の育成を目指す。

## (4) 推進施策(維持・伸長・拡充を図っていく施策)

## ① 地域における教育力向上の環境づくり

次代を担う青少年が夢と希望を抱き、心身ともに健やかでたくましく成長することを願い、「地域の子どもは地域で守り育てる」を基本に、学校、家庭、地域、関係機関の連携を密にし、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取り組みを進めることにより、子どもたちや保護者が、安心して学び、暮らすことができる環境づくりを推進します。

## ◆地域学校協働活動推進事業◆

地域と学校のつながりを強め、子どもの安全や学習支援、学校の環境を整え、地域との密接な連携により、地域力を生かした学習支援を展開する。

## ◆放課後子ども教室推進事業◆

放課後や週末等に子どもの安全・安心な居場所を設け、地域の方の参画を得て、交流や体験活動の機会を提供し、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

## ◆地域未来塾推進事業◆

市内各地域の中学生・高校生を対象とした学習支援を通して、学習習慣と基礎学力の定着を目指し、自ら学ぶ姿勢を持つ子どもを育てる。

## ◆青少年健全育成事業◆

地域ぐるみで取り組む青少年健全育成活動を推進するため、学校、家庭、地域が連携し、情報提供や情報共有を図る。

## ◆市内巡回活動の推進◆

青少年育成員 <sup>19</sup>3 名による、相談業務の実施、通学路をはじめとした、市内各所の青色防犯パトロール <sup>20</sup>等の巡回活動により、青少年の非行、問題行動の未然防止を図る。

## ◆不審者メールの活用◆

子どもの安全に関わる事件、不審者の情報を安心メール受信登録者に提供し、地域の安全性を高める。

<sup>19</sup> 青少年育成員とは、「<mark>赤磐市青少年育成センター</mark>」に常勤(休所日を除く)し、相談業務や巡回活動 を行う職員

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 青色防犯パトロールとは、警察署の許可を得て、青色回転灯等を装備した自動車を用いた自主防犯パトロール。

## (1) 現状と課題

## 【グローバル人材の育成】

社会の持続的な発展を生み出すために、国際的な問題を自らに関わる問題として捉え、グローバルな視野を持って、国際社会や地域社会の課題解決を担う人材の育成を推進していく必要があります。そのような、グローバル人材の基盤である、広い視野と異文化を理解する国際感覚を身につけた人材の育成を目指し、子どもたちが国際社会の課題について考えたり、外国の文化に触れたりする機会を増やす必要があります。

## 【生涯学習環境の整備】

社会が複雑化し、社会構造も大きく変化し続けている中、年齢や性別を問わず、市民一人ひとりが身体的・精神的・社会的に良い状態で活躍していくためには、個人の生きがいや心身ともに充実感が得られる生涯学習に取り組むことが不可欠となっています。

生きがいのある充実した生活を送るために、すべての市民が主体的に学習活動に取り組み、積極的に地域社会づくりに参画できるよう、生涯学習推進体制の整備をはじめ、公民館、図書館などの社会教育関係施設の活性化を進めるとともに、福祉、防災等の関連施策との連携も進めていく必要があります。

また、ボランティアの確保や人材バンクの整備、学習情報の提供など、生涯学習の基盤整備とともに、市民や地域のニーズ、時流に応じた講座の充実を図るため、社会教育士や司書、学芸員などの専門的知識を有する人材についても充実を図る必要があります。

市民の誰もが、いつでも、どこでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の構築を目指すことは、極めて重要な課題です。

## 【公民館】

公民館は中央公民館 1 館、基幹公民館 3 館、地区公民館 4 館、分館 6 館からなり、様々な公民館活動を展開しているところです。

中央公民館・基幹公民館・地区公民館が、「地域に開かれた公民館」として公民館活動を展開するためには、地域のニーズに応じた学習機会と情報の提供、自発的学習活動の援助、地域コミュニティの活性化や人材育成が必要です。

また、「つどう・まなぶ・むすぶ」を合言葉に公民館は様々な学習活動を支援し、成果を社会に還元し、生きがいを感じる地域社会を目指す拠点としての機能の充実を図る必要があります。こうした中で、会員が高齢化し会員数やグループ数が減少している公民館グループ<sup>21</sup>の活性化の支援や、新たな公民館グループの育成、さらに、公民館主催事業への参加者の固定化・高齢化への対応、地域の特性や実情に応じた活動の展開が課題です。

<sup>21</sup> 公民館グループとは、生涯学習の一環として公民館を定期的に利用して活動を行う登録団体。

## 【図書館】

図書館は中央館 1 館、地区館 3 館の計 4 館で図書館サービスを提供しています。このうち地区館の赤坂図書館、熊山図書館は、他施設の 2 階の一室に設置されており、中央図書館、吉井図書館と較べるとやや手狭な環境で運営しています。こうした館ごとの状況を踏まえた上で工夫、改善を加え、それぞれの地域で生涯学習の拠点として読書推進活動事業を進めていくことが課題です。

## 【社会教育施設の管理運営】

市内各所の社会教育施設が市民の生涯学習の場となり、市民のニーズにより有効活用できるよう社会教育施設の充実を図ることが課題です。

## (2) 目標指標(令和10年度の目標)

指標	令和6年度(実績)	令和10年度(目標)
グローバル人材育成研修実施校数	O校	5校
中高生の地域活性化事業によるボランティア 参加数(累計)	36人/年	160人 (4年間の累計)
公民館利用者数	71,152人	108,000人
新規公民館グループ数	8団体	10 団体
図書館来館者数	121,230人	168,000人
図書館利用者カード新規発行数	578件	950件

## (3) 重点施策(重点的に取り組む施策)

## ① グローバル人材育成の推進

誰一人取り残されない社会の持続的な発展のため、日本や諸外国の文化を理解し、地域への愛着や誇りを持ちつつ、国際問題や世界情勢を意識したグローバルな視野を持って、国際社会や地域社会で活躍するための資質・能力を育成する、国際理解教育を推進します。

## ◆グローバル人材育成事業◆

国際理解を深めることや、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現する力を育てるため、国際問題や環境問題に取り組んでいる人の講演会など、グローバル人材育成に関する学習機会の提供を図る。

## ② 公民館活動の充実

地域に根ざした学習講座や市民のニーズに応えた魅力ある講座を積極的に取り入れながら 事業を実施し、公民館グループの自立と活性化を支援します。

市民に身近な施設として、学習効果が高まるよう、地域リーダーの養成や確保に努め、市民同士による学習の輪が広がるよう取り組みます。

## ◆中高生の地域活性化事業◆

公民館が主催で行う講座・イベント等に積極的に参加し、主催側の立場に立って地域の住民と触れ合いながら、地域コミュニティの創出を図る。

## ◆公民館学習活動推進事業(主催講座)◆

地域住民の学習ニーズの把握に努め、子育て支援、健康づくり、地域の歴史など地域資源を活かした魅力的な各種主催講座を開催することにより、多くの地域住民や小中高生も文化的な活動参加できる様々な学習機会を提供する。

桜が丘いきいき交流センターの活用や、各公民館の特色ある講座を展開しながら、新たな人と人との交流を促し、学習の輪の広がりを目指す。

## ◆公民館まつりの開催◆

公民館グループの活動支援を行うとともに、活動成果の発表の機会を設け、広く市民相互の交流を通して文化交流を図るため、公民館まつりを開催する。

#### ◆公民館グループの育成及び活性化◆

公民館の主催講座から自主活動としてのグループ活動への移行を支援する。 グループ活動の体験講座等を開催し、新規加入者の増員を支援するとともに、グループ活動が、 仲間づくりと地域連帯意識を高める活動となるよう支援する。

#### ◆広報活動◆

公民館の活動内容を紹介するため、全館で公民館だよりを発行しており、地域情報等を掲載して紙面を充実させる。

市の広報誌「広報あかいわ」で講座、公民館まつり等の催し物の紹介をしている。それに加えて、 市のホームページ、公式 LINE、他機関の情報サイト等を利用し、広く紹介する。

#### ◆分館活動の支援◆

それぞれの地域に根ざした分館活動が充実して継続できるよう、公民館が人的・物品等の援助をして活動の支援を行う。

## ◆中央公民館の耐震化等◆

利用者の安全・安心を確保するとともに、耐震化に伴いトイレの洋式化、キッズルーム等の充実、 大集会室のリニューアルを行い、市民の文化・芸術活動を支えるため、利用環境の向上に努める。

## ③ 図書館活動の充実

市民の文化、教養、調査研究、レクリエーション等に必要な図書、視聴覚資料及びその他の様々な情報を収集し提供する生涯学習の拠点として、充実した図書館サービスを提供し、市民の豊かな生活と学習意欲の向上に努めます。

また、貸出やレファレンスサービス <sup>22</sup> などを基本とする公共図書館の機能と役割について 市民に周知を図るとともに、変容していく情報化社会に対応した運営に努めます。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> レファレンスサービスとは、利用者の疑問や課題解決の支援など、図書館資料によって調べものや 探しものの手伝いをするサービス。

さらに、中央図書館を中心とした市立図書館ネットワークや市内全域サービスの強化を図ることで、4館の図書館機能充実を目指します。

## ◆生涯学習の拠点としての図書館サービスの充実◆

市民の多様な情報要求に応えるため、読書案内、レファレンス、リクエスト、貸出業務などのサービスの充実を図る。

電子・通信技術を活用した新たな図書館サービスについても検討し、利用者へのサービスの充実を図る。

図書館をまちづくりのベースと位置付けて「暮らしに役立つ図書館」としての役割を果たすために、常に工夫と改善を怠らず、市民ニーズを反映させて、利用しやすい図書館サービスの提供を目指す。

## ◆図書館ネットワークの強化◆

公共図書館のほか、岡山県内図書館横断検索システムを利用しての大学図書館との資料の相互貸借など、様々なネットワークを利用して、利用者のニーズに対応した資料の提供を行う。

団体貸出用資料等による学校、病院、高齢者施設及び地域の読書グループなどへの団体貸出サービスを行う。

#### ◆図書館資料の収集◆

市民への情報提供機能を向上させるため、一般図書、参考図書、郷土資料、行政資料及び視聴覚資料等の図書館資料の収集、充実に努めるとともに、「暮らしに役立つ図書館」としての機能に留意して選書を行う。

団体貸出専用資料を充実させ、学校等の団体に対するバックアップ機能の向上を図る。 雑誌スポンサー制度事業の促進を図ることで、新たな資料費の確保に努める。

## ◆子どもの読書活動の推進◆

絵本の読み聞かせやおはなし会、各種イベントなどによって色々な本に接する機会を充実させ、 子どもたちに絵本や図書の魅力を積極的に伝える。

団体貸出専用資料の利用促進のみならず、保育園、幼稚園、こども園、小学校及び中学校などへの出張読み聞かせなどによって、子どもの読書活動を推進する。

## ◆高齢者・障がい者サービスの充実◆

図書館利用が困難と考えられる高齢者や障がいのある方への資料や情報提供などを通して、利用者に優しい読書環境の整備を進めるとともに、郵送貸出サービスや対面朗読サービス、図書館以外の施設で返却を受け付ける資料搬送サービスなどの利用捉進を図る。

## ◆図書館ボランティアの養成◆

ボランティアとの協働による図書館づくりをめざし、ボランティアの養成および活動機会の提供に努めるとともに、希望する活動内容をよく把握し活動の幅を広げる。

現在活動中のボランティアに対しては、スキルアップを図り研修の機会を提供する。

## ◆学校図書館等の支援・連携◆

学校図書館司書との連携を深め、学校等の読書活動や学習活動に対する資料及び人的な支援の充実を図る。

## ◆職員のスキルアップ◆

知識・マナーなどの資質の向上に努め積極的に研修を行う。

## (4) 推進施策(維持・伸長・拡充を図っていく施策)

## ① 誰もが、いつでも、どこでも学ぶことができる生涯学習事業の推進

市民の誰もが、いつでも、どこでも自由に学習機会を選択して学ぶことのできる環境をつくり、学んだ成果を、生きがいと意欲を持って、地域の中で活かすことにより、地域力が高まる社会の実現を目指します。

また、学習者のニーズや時代に即応した学習内容への対応を図るため、公民館・図書館をはじめとする社会教育施設間の事業連携を推進します。

## ◆社会教育施設連携事業の推進◆

公民館、図書館、社会教育関係施設において、類似した講座や催し物での連携を推進する。

## ② 社会教育施設の管理運営

公民館、図書館などすべての社会教育施設について、長期的な視点で見直しを行い、施設や地域の特色を活かした環境整備や管理運営の改善をすることにより、市民のニーズに対応できるよう取り組みます。

## ◆図書館の指定管理者制度導入に関する検討◆

当面は直営による運営を維持することとしているが、今後も指定管理者制度導入についての検討を継続する。

## 4 生涯にわたる健やかな体の育成とスポーツライフの振興

## (1) 現状と課題

## 【スポーツライフの振興】

山陽ふれあい公園や吉井 B&G 海洋センターなど、市内の社会体育施設や学校開放施設等をスポーツ・レクリエーションの拠点とし、各種のスポーツ教室・大会等を開催することにより、市民の誰もが、スポーツを通じた心身の健康増進を図る、スポーツライフの振興が必要です。

スポーツ協会、スポーツ少年団等が活発な自主活動を行っており、生涯スポーツの気運を さらに高めていくためにも、社会体育施設や学校開放施設等の整備・充実が求められます。

## 【スポーツ交流と人材育成】

SV リーグ <sup>23</sup> で活躍する岡山シーガルズや、東京2020オリンピック事前合宿を機に続いている、ニュージーランド、カナダのホッケー連盟との交流などを通じて、多様なスポーツの振興を図るとともに、様々な経験を積んだ指導者、アスリートによる、スポーツに主眼を置いたキャリア教育の場を提供し、地域のスポーツを支える人材及びアスリートの育成、支援を行います。

市民のスポーツに対する関心や意欲を喚起して競技人口の拡大を図るとともに、関係団体と連携し、指導者の育成やそれを支える体制づくりが必要であり、また、地域の実情に応じながら、部活動の地域連携に向けた環境整備も必要となります。

## (2)目標指標(令和10年度の目標)

指標	令和6年度(実績)	令和10年度(目標)
スポーツ施設利用者数	486,688 人	480,000 人
スポーツ教室・大会等参加者数	4,812人	5,000 人
週 1 回以上運動・スポーツをする割合	30.0%	40.0%

23

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> SV リーグとは、将来的に完全プロ化を目指す日本最高峰のバレーボールリーグ。

## (3) 重点施策(重点的に取り組む施策)

## ① スポーツライフを振興するための環境づくり

誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境を整備し、スポーツを通じた心身の健康 増進と健康長寿社会を実現するため、多様化するニーズに対応します。また、地域資源や施 設を有効活用したスポーツ交流等を促進するため、スポーツボランティアの養成や優秀な指 導者の育成、施設の充実などの環境づくりに努めます。

市民のスポーツに対する関心や意欲を喚起して、競技人口の拡大を図るとともに、地域の実情に応じながら、部活動の地域連携に向けた環境の整備を図ります。

## ◆スポーツボランティア・スポーツボランティアリーダーの養成◆

スポーツボランティアの紹介やスポーツボランティアリーダーの養成に取り組み、スポーツボランティアを増やすとともに成人のスポーツ愛好者の増加を図る。

## ◆スポーツ関係団体との連携◆

スポーツ協会、加盟競技団体、スポーツ少年団、大学および民間スポーツクラブとの連携を強化し、スポーツ競技力の向上、中学校部活動との連携を目指す。

## ◆競技スポーツ指導者の養成や優秀選手の育成◆

より高度な専門的知識と指導力を持つ競技スポーツ指導者の確保・養成に努める。 学校・地域スポーツクラブ・各競技団体の指導者と情報交換を行い、優れた素質を有する競技者 を発掘・育成する。

## ◆ハイレベル技術に触れる機会の充実◆

ハイレベルにあるスポーツ選手等によるスポーツ教室、研修会を関係機関・団体等の協力を得な がら開催していく。

## (4) 推進施策(維持・伸長・拡充を図っていく施策)

## ① 健やかな心身を育み、活力を生む生涯スポーツの推進

市民一人ひとりがライフステージに応じたスポーツに親しめるよう、学校、地域、スポーツ団体及び行政が連携して、様々なスポーツ企画、レクリエーションなどへの参加機会の拡大を図ります。

また、スポーツを通じた健康増進、低下傾向にある子どもの体力づくりに努めます。

#### ◆生涯スポーツ推進事業◆

生涯スポーツの普及・推進を目的として、市民のニーズに即した各種スポーツ大会、講習会及びスポレクフェステ等市民の誰もが、気軽に参加できるイベントや社会体育行事を実施する。

## ◆児童・生徒のスポーツ活動の充実◆

親子の交流や児童・生徒の体力向上にもつながる各種スポーツ教室や大会を実施する。

## ◆スポーツ推進委員活動◆

生涯スポーツ推進の担い手として指導力向上、活動内容の一層の充実を図る。

### ◆社会体育施設管理運営及び学校体育施設開放◆

社会体育施設の運営・維持管理・修繕補修などを計画的に行う。 学校体育施設開放事業による地域スポーツ活動への支援を行う。

## ◆指定管理施設の効率的な管理運営◆

山陽ふれあい公園、吉井 B&G 海洋センター、グラウンド・ゴルフ場等、利用者ニーズの把握に努めながら、指定管理施設の管理者に対し、適正な管理運営のための指導監督を行い、利用環境の充実を図る。

#### ◆優秀選手や団体の支援◆

スポーツ競技会で予選を勝ち抜き全国大会または世界大会に出場する個人若しくは団体を対象に申請により激励金を交付する。

## ② ホストタウン交流や岡山シーガルズ、近隣大学との連携を生かしたスポーツ交流

ホッケータウンとして、市民への普及と認知を図っているホッケー競技や岡山シーガルズのホームタウンとして支援を続けているバレーボール競技を軸に、多種多様なスポーツの振興を図るとともに、ニュージーランド、カナダのホッケー連盟との交流を、子どもたちが進む道の参考や助言となるキャリア教育につなげていきます。また、近隣大学とも連携しながら、「する」「観る」「支える」「知る」スポーツの推進を図ります。

## ◆「する」スポーツの推進◆

様々なスポーツを経験し、身体を動かすことにより、心身ともに充足感が得られるよう、「する」スポーツを推進する。また、トップレベルの高度な指導力を持つ指導者を確保し、より高いレベルの大会で活躍できる選手が出てくる競技力の向上を目指す。

## ◆「観る」スポーツの推進◆

スポーツの観戦により、活力ある生活の支えとなる豊かな心の育成とスポーツへの関心につながるよう、ハイレベルの大会の誘致など、「観る」スポーツを推進する。

## ◆「支える」スポーツの推進◆

スポーツ文化の浸透を図っていくため、スポーツ大会、合宿の企画立案、運営などにボランティアや支援者として参加し、選手や大会を「支える」スポーツを推進する。

## ◆「知る」スポーツの推進◆

スポーツは、それぞれの適性や志向に応じて楽しむことができるものであり、様々な効力を生む ものであるということを理解し、観戦の機会や体験活動の場を創出することにより、多種多様な楽 しみ方を「知る」スポーツを推進する。

## (1) 現状と課題

## 【文化財の保護と活用】

赤磐市には国指定文化財 4 件、県指定文化財 9 件、市指定文化財 58 件、国登録有形文化 財 4 件をはじめ、数多くの文化財が所在しています。

市内文化財を保護・保存していくためには、文化財の調査研究を進め、適切な措置を講じていく必要があります。国指定史跡備前国分寺跡については、塔や講堂の基壇復元などを進めていますが、隣接する国指定史跡両宮山古墳や周辺地域も含め、歴史公園等を一体的に整備することが望まれます。また、市内文化財の展示活用施設として、山陽郷土資料館と吉井郷土資料館がありますが、郷土の歴史や文化を学習できる場所として、学校教育とも連携しながら、子どもたちの学習の場としての活用も進めていかなければなりません。

文化財の保護や活用を推進していくためには、市民の文化財に対する理解と協力が不可欠であり、歴史まなび講座やシンポジウムなどにより、文化財の価値を知ってもらうとともに、保護や積極的な活用の意義を伝えていく必要があります。

## 【文化創造活動の振興】

子どもから大人まで、年齢や住んでいる地域等に関わらず、様々な優れた芸術や豊かな伝統文化に触れる機会を創出することにより、誰もが文化活動に参加できる環境づくりや次代につなげる人材育成を進め、関係機関や関係団体との連携を図りながら、市をあげての文化創造活動を振興していくことが課題となっています。また、地域における文化を大切にし、次世代へ継承していくためには、郷土の文化遺産やその土地に根ざした伝統芸能、諸行事などの保護が必要となります。

このような課題を解決していくため、本市の文化振興の基本的な考え方や施策の方向を明確にし、文化振興施策の総合的な推進を図り、心豊かで活力ある市民生活を実現するため 「赤磐市文化振興ビジョン」に基づき、各種事業などを実施します。

## (2)目標指標(令和10年度の目標)

指標	令和6年度(実績)	令和10年度(目標)
備前国分寺跡来跡者数 (パンフレット配布数)	491 人	600人
山陽郷土資料館来館者数	1,147人	2,800 人

## (3) 重点施策(重点的に取り組む施策)

## ① 文化財の保護と活用の推進

市内文化財の調査研究を進め、その成果を広く市民に公開し、文化の伝承や継承に努めます。

特に備前国分寺跡と両宮山古墳については、史跡の保護と整備を進め、周辺地区を含めた歴史環境の保全に努めます。さらに、これらの遺産を赤磐市の誇るべき文化遺産として、インターネット等を活用し、全国に情報を発信します。

開発に伴う埋蔵文化財の取り扱いについては、遺跡の保護を図りながら、発掘調査を行い、 広く成果を公開します。

## ◆文化財保護啓発事業◆

赤磐市内の指定文化財を中心に、保護管理・啓発を推進する。 市内に点在する数多くの文化財の保護・保存と活用を図る。

## ◆史跡保存整備事業◆

備前国分寺跡と両宮山古墳の一体的な史跡整備の推進と活用を図る。

## ◆埋蔵文化財発掘調査事業◆

埋蔵文化財の保護と開発等に伴う発掘調査の実施と活用を図る。特に、新拠点整備事業に伴う発掘調査を円滑に実施する。

#### ◆日本遺産推進事業◆

岡山、倉敷、総社市との広域連携で構成される推進協議会を通して、日本遺産の構成文化財である両宮山古墳等の情報発信を行い、郷土愛の醸成を図る。

## ② 文化遺産の伝承と活用

郷土の魅力を認識できる教育活動の推進、また、市民が郷土に愛着を持ってもらえるよう、 郷土資料館等の施設の整備、活動の充実を図ります。また、永瀬清子の里づくり等市内の様々 な文化遺産を活用した学習活動の展開に努めます。

市内の学校や各地区からの依頼に応じ、郷土資料館職員等を講師派遣し、市内文化遺産の啓発を推進します。

## ◆資料館運営事業◆

資料館の施設や展示等を充実させ、市内文化財の調査・研究を行う。

## ◆学習支援事業◆

市内の学校や各地区からの依頼に応じた職員等の派遣を行う。また、子どもたちの興味を喚起するための学習支援を行う。

## (4) 推進施策(維持・伸長・拡充を図っていく施策)

## ① 文化の力による地域の賑わいの創出

関係機関や関係団体との連携を図りながら、文化の創造や文化活動に参加できる環境づくりを進めます。

## ◆芸術文化活動推進事業◆

社会教育関係団体 24の育成・活性化に向けた支援を行う。

社会教育と学校教育活動が連携した芸術・文化活動及び情操教育を推進し、一流の文化芸術を生で鑑賞する質の高い文化芸術活動の推進を図る。また、それを支える施設や環境、物品の整備を進める。

公民館における実生活に即した学習活動及び文化活動を推進する。

## ◆永瀬清子の里づくり事業◆

岡山県内の小・中学生を対象とした、詩作品の募集及び優れた作品の表彰や、市内小・中学校を対象とした詩創作教室、一般を対象とした現代詩講座、展示室企画展などの開催により、永瀬清子の里づくりを推進し、生活に根ざした文化活動の活性化を図る。

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 社会教育関係団体とは、法人であるか否かを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体。

## Ⅵ 評価と進行管理

この計画を着実に推進していくためには、各施策に対する事業等の進行管理を行い、その結果を点検・評価し、その後の各施策の推進に役立てていく必要があります。

そのため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、前年度の事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その評価結果は、同法に基づき公表するものとします。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

- 第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 多様な学びで未来を創る赤磐の教育

## 赤磐市教育振興基本計画(教育大綱)

## 令和7年10月



赤磐市マスコットキャラクター 「あかいわモモちゃん」

## 赤磐市

〒709-0898 岡山県赤磐市下市344
Tel 086-955-1111 Fax 086-955-1261
赤磐市教育委員会

〒709-0816 岡山県赤磐市下市337 Tel 086-955-6807 Fax 086-955-6060